

# ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R1. 10月号

VOL. 088

いつもお世話になります。

今月は地区の運動会がありました。私は、運営側の器具係の責任者をやらせていただき、各演目の準備を行っていました。こうした運動会は地域のつながりを感じるものです。来年の役割はないと思いますので、参加者側で参加したいと思います。今月もよろしくお願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

一秒に喜び、一秒に泣く。  
一生懸命、一秒

小泉  
吉宏

才能は神が与えたものだ。  
謙虚になりなさい。  
名声は人が与えたものだ。  
感謝しなさい。  
うぬぼれは自分で与えたものだ。  
注意しなさい。



～元気手帳より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【TKC研修】

先日、「TKC基本講座」の研修を所長が受講しました。これはTKC会員事務所の基本書で、あるべき姿や原理原則が示されています。日常の業務において悩んだ時や困ったときなどにも読み返しTKC会計人としての心構えを持って業務に取り組んでいきたいと思いました。



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## フードイベントと軽減税率制度の飲食設備

食欲の秋、フードイベントでは各店が自慢の一品を掲げて会場を盛り上げています。日比谷公園のような公共の場をイベント会場とする場合、自前のテーブルやイスだけではなく、公園のベンチ等を利用するケースも考えられます。この場合、軽減税率制度における公園のベンチ等に対する飲食設備の考え方は、飲食店側の「管理の及ぶ範囲内＝飲食設備」、「管理の及ばない範囲外＝飲食設備非該当」となるようです。

軽減税率の対象外となる食事の提供は、「飲食設備」がある場所で飲食料品を提供させる役務の提供のこと。「飲食設備」は飲食店側と飲食設備を設置又は管理する者（設備設置者）が異なる場合でも、両者の合意等に基づき、顧客に飲食に利用させるとしているときは「飲食設備」に該当します（軽減通達9）。したがって、両者の合意等がある上で公園のベンチ等が利用されていれば、飲食設備の対象となります。

ただし、「両者の合意等がある＝飲食店側の管理の及ぶ範囲」とは一概に言い切れないという。なぜなら、フードイベントで大きな公園を会場とする場合、お店と距離が離れた場所に公園のベンチ等が設置されている状況も考えられるため、両者の合意等に基づくものの、実態として管理が及ばないケースも想定できる。このことから、公園のベンチ等について合意等があり、管理が及ぶものが「飲食設備＝外食（標準税率10%）」で、合意等はあるが管理が及ばないものが「飲食設備非該当＝持ち帰り（軽減税率8%）」になります。

そのため、公園のベンチ等に対しては、合意等に加え、管理の及ぶ範囲を明示する工夫をしておくことが良さそうです。明示によって購入者がどこで飲食する予定であるのかを把握しやすくなり、適用税率が判定しやすくなるでしょう。



引用；週刊税務通信 3567号

## 事務所あれこれ日記

☆山田さんお誕生日☆

9月はスタッフの誕生日が続きます。そのため、サプライズもなかなか難しくなるのですが、山田さんが朝出勤してくるのと同時にお祝いしました。ただただ驚かせてしまったのですが、思い出に残るお祝いになりました。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

